

景観形成地区基準

(9) 原町4丁目・岸部北2丁目地区

(イ) 中高層住宅地区

a.建築物

景観形成地区基準	チェック	備考									
1.全体計画・配置等 (1)良好な景観の形成及び周辺地域との調和を図り、全体的にまとまりのある計画とする。 (2)周辺に与える圧迫感、突出感を軽減し、緑化を図る、空地を確保するなど、敷地境界線から後退した計画とする。 (3)道路に面する部分は、開放的な空間となるよう計画する。											
2.屋根の形態意匠及び素材 (1)周辺景観と調和し、連続性に配慮した意匠とする。 (2)勾配屋根とする場合は、以下の表の範囲内の色彩とする。ただし、自然素材は除く。 <table border="1" data-bbox="291 699 1308 834" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>色 相</th> <th>明 度</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td>3.0以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>有彩色</td> <td>3.0以下</td> <td>3.0以下</td> </tr> </tbody> </table> (3)光沢をおさえた素材を使用する。	色 相	明 度	彩 度	無彩色	3.0以下	—	有彩色	3.0以下	3.0以下		
色 相	明 度	彩 度									
無彩色	3.0以下	—									
有彩色	3.0以下	3.0以下									

景観形成地区基準

(9) 原町4丁目・岸部北2丁目地区

(イ) 中高層住宅地区

a.建築物

景観形成地区基準	チェック	備考												
<p>3.外壁の形態意匠及び素材</p> <p>(1)周辺景観と調和した意匠とする。</p> <p>(2)壁面は圧迫感や単調感を和らげるため、開口部、バルコニー、外壁面の分節化等を工夫し変化を持たせる。</p> <p>(3)バルコニーは、洗濯物や室外機等が外部から見えにくいよう配慮する。</p> <p>(4)外壁のアクセントカラー以外の色彩は周辺と調和し落ち着いたまちなみを形成する色彩、配色とし、以下の表の範囲内の色彩とする。ただし自然素材は除く。</p> <table border="1" data-bbox="288 639 1305 825"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td>8.0以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)</td> <td>8.5以下</td> <td>3.0未満</td> </tr> <tr> <td>その他の色相</td> <td>7.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5)外壁の色彩を2色以上使用する場合は、隣接する色の明度差は2以内とする。ただし、アクセントカラーを除く。</p> <p>(6)質感、素材感のある素材とする。</p>	色相	明度	彩度	無彩色	8.0以下	—	R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)	8.5以下	3.0未満	その他の色相	7.0以下	2.0以下		
色相	明度	彩度												
無彩色	8.0以下	—												
R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)	8.5以下	3.0未満												
その他の色相	7.0以下	2.0以下												
<p>4.敷地</p> <p>(1)道路際はできるだけ緑化し、地域に潤いを与えられるよう中高木を積極的に配置する。</p> <p>(2)緑の連続性、量感を考慮し、四季を演出し、地域の個性を豊かにするものとする。</p> <p>(3)かき又はさくを設ける場合は、できる限り生垣とする。やむを得ずフェンス等を設置する場合は、色は黒又は茶系とする。</p> <p>(4)道路際の照明灯等のデザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。</p>														
<p>5.駐車場・駐輪場</p> <p>(1)建築物との一体化やデザインの統一を図る。</p> <p>(2)道路や敷地境界よりできる限り後退し、植栽等により直接見えにくいよう配慮する。</p> <p>(3)照明灯のデザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。</p>														

景観形成地区基準

(9) 原町4丁目・岸部北2丁目地区

(イ) 中高層住宅地区

a.建築物

景観形成地区基準	チェック	備考
6.ごみ置場・付帯施設等		
(1) 建築物との一体化やデザインの統一を図る。		
(2) 植栽等により公共空間から見えにくい工夫をする。		
(3) 設備類は見えにくい位置に配置する、デザインの要素として扱うなどの考慮をする。		

b.開発行為

景観形成地区基準	チェック	備考
1.緑化		
周辺の環境と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。		
2.造成計画		
敷地の連続性や路面素材について配慮する。		